

内閣府、総務省、
文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、
告示第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省、農林水産省、合第七号）第四条第三項の規定に基づき、電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎
総務大臣 石田 真敏
文部科学大臣 柴山 昌彦
厚生労働大臣 根本 匠
農林水産大臣 吉川 貴盛
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 茂木 敏充
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 原田 義昭

電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示

電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年厚生労働省、農林水産省、国土交通省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
産業標準化法に係る電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準	電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準
1 産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第1項の保存を行う場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。	1 工業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第1項の保存を行う場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。
2 [略]	2 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。